

一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託 仕様書

1 業務の背景と目的

一宮市は、令和2年3月に「一宮市学校施設の長寿命化計画」を策定し、市立の小学校42校、中学校19校の合計61校について、老朽化状況を整理し、今後、計画的に改修等を実施する方針を定めている。

他方、近年は、学校の改修（事例によっては複数校の再編を含む）内容を検討する過程で、ワークショップ等で地域や関係者の声を取り入れ、単なる老朽化部分の機能回復にとどまらない新たな学校づくりを行う事例も増えてきている。

市立小中学校61校のうち、令和5年4月現在、建築から60年以上の校舎を保有する学校が23校ある。校舎だけでなく学校施設は、たいへん古くなっており、学校施設の更新は待ったなしの課題となっている。このたび、古くなった学校施設の更新にあたり、シン学校プロジェクトを立ち上げた。

シン学校プロジェクトでは、単に古くなった校舎等を同じように建て替えるのではなく、少子化が進み児童生徒数が減っていく新たな時代にふさわしい学校施設の在り方について、市民の皆さんから意見を募集し、対象校を決定する。学校区の再編や他の施設との複合化、古くなった学校施設の改築等を検討する。学校の統廃合・小中一貫校の導入などあらゆる可能性を検討する。

第1期プロジェクトの期間を令和6年度から10年程度とし、改築等の対象校を1クール4校程度としている。第1期プロジェクトでは、第1クール及び第2クールの2クールで整備を進める。

各クールで対象となる学校は、老朽化の状況等のみから機械的に選定するのではなく、新たな学校づくりに向けた地域や関係者の熱意・アイデアなども考慮して選定することとした。

本業務は、今後の整備の考え方を整理した基本方針の策定及び第1期プロジェクト（第1クール・第2クール）の対象校の募集・選考を支援し、令和6年度以降の円滑な学校整備基本計画策定につなげることを目的とする。

2 事業の名称

一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託

3 業務期間

契約日から令和6年8月31日（土）

（期間中、月に1回程度、市との打合せを行うこと。また、市から求められた場合には、随時、必要に応じて電話やメール等で協議する。）

4 業務内容

(1) 基本方針作成支援

前述のとおり、市は、令和2年3月に「一宮市学校施設の長寿命化計画」を策定したところであり、基本的には5年ごとに計画見直し（令和8年度以降を対象として令和7年度中に改訂計画策定）を行うが、シン学校プロジェクトでは令和6年8月までに第1期プロジェクト（第1クール・第2クール）の対象校を選定予定であることから、長寿命化計画とは別途、市の小中学校61校についての今後の整備の考え方を整理した基本方針を令和6年3月までに作成する必要がある。

本業務の受託者は、小中学校61校を今後どのような考えで整備していくのか（シン学校プロジェクトにかける市の思い、各クールの整備スケジュール、統一すべき整備条件など）を整理した基本方針の案を作成すること。

なお、長寿命化計画の改訂の際に実施すべき検討内容（各校の最新の劣化状況調査等）は本業務には含まず、適宜、必要な情報を市が提供する。

(2) モデル校等募集支援

1クールの対象校として4校程度を想定するが、そのうち2校程度は、老朽化状況から最も優先度が高いという学校ではなく、地域や関係者の熱意・アイデアを考慮して、モデル校として選定すること。

本業務の受託者は、市が第1クールのモデル校を選定するにあたり、募集資料（応募の条件、応募様式、選定基準等を定めたもの）の作成及びモデル校の選定について支援すること。

第1クールで選定したモデル校については、本業務とは別途、市は、令和6年度にワークショップを複数回開催し、地域や関係者の意見を反映した整備基本計画を策定する。

(3) 令和6年度業務発注支援

市は、本業務で選定したモデル校等について、令和6年9月以降に下記の業務を委託する予定である。

- ・第1クールのモデル校2校程度の整備基本計画策定業務（ワークショップ開催含む）
- ・第1クールのモデル校以外の2校程度の整備基本計画策定業務（ワークショップ開催なし）

本業務の受託者は、上記業務について、概算費用積算支援（設計事務所等からの見積徴求）や仕様書案作成、受託者選定方法（入札、プロポーザル）、審査基準案作成など、一貫して発注支援を行う。

なお、本業務を受託した者は、上記の2つの業務を受託することはできない。

5 成果物作成

(1) 成果物として以下のものを作成すること。

①業務報告書（A4判、カラー、ドッジファイル）・・・10部

②概要版（A4判、カラー）・・・10部

③本業務成果品の電子データ（CD-R等に保存）・・・一式 **※メールでの提出も可**

ただし、業務完了時に発注者による成果品の審査を受けなければならない。成果品の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正すること。

(2) 委託期間中は発注者の求めに応じて、中間報告、参考資料・データ等を適宜提出すること。

(3) 業務の実施によって得られた成果品、情報等については、発注者に帰属するものとし、受託者は受注者の許可なく使用又は流用してはならない。